

こども誰でも通園制度



保護者の就労要件を問わず、保育を利用できる新たな制度です。

こどもにとって、家族以外の人と関わる機会が得られ、保護者にとっても、こどもをこども誰でも通園制度施設へ預けることで、こどもの新たな成長の気づきを保育者と共有できます。

利用時間

月 10 時間まで

対象児童

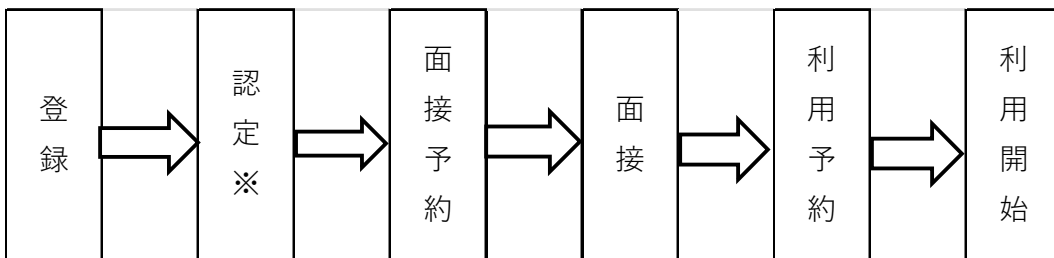
保育所等に通っていない 6 か月～3 歳未満

時間単位で

利用可能



【利用までの流れ】



※市から認定証がメールで届きます。

登録からはじめよう。



左記の 2 次元コードを読み込み、つうえんポータルにアクセスし、その画面にてお住まいの自治体を選択し、利用申請をしてください。

志木市役所保育課

TEL : 048-473-1689

Mail : kodomo-hoiku@city.shiki.lg.jp